

平成27年度 社会福祉法人くるみ 法人事業計画(案)

1. 事業方針

本法人の理念に基づき、利用者が安全に利用できることのみならず、仲間と一緒に場が欲しい、自分の持てる力を発揮したい、社会人としての役割を果たしたい、一人ぼっちをなくしたい、働きたいという強い想いを実現できるよう利用者一人一人の意向・希望を尊重し、サービスの提供に努める。また、そのサービスを提供することができる職員を育成することを基本方針とする。

重度障がい者のニーズに答えられるサービスを提供するためには、職員の知識及び技術の習得を通じての能力向上が必要である。法人内研修の充実と外部研修への参加を積極的に行う。また、支援に関するミーティングの積み重ねや、関係機関との意見交換あるいは管理職員が日常的にきめ細かな指導を行うことをより実践していく。

平成27年度の新たな取り組みとして、新規事業設立準備委員会を開設し、新規の事業に計画的に取り組んでいく。

また今現在は、日中通所事業所運営が法人事業の主体であるが、利用者及び家族の高齢化もあって今後は、需要増が見込まれるグループホーム等の生活の場創造への取り組みも、社会福祉事業を担う法人として検討する必要がある。

法人の理念

- ・ 「仲間と一緒に場がほしい、自分の持てる力を発揮したい、社会人としての役割を果たしたい、一人ぼっちをなくしたい、働きたい」という強い想いを実現できる事業を目指します。
- ・ 利用者一人一人の意向・希望を尊重し、利用者本人が自己決定出来るような利用者中心のサービスを提供します。
- ・ 利用者のニーズに沿った社会参加と自立生活等が実現できるよう、適切な支援ができる職員の育成に努めます。

2. 事業目標（具体的取り組み）

法人基本理念に基づき、次の活動目標を置く。

① サービスの質の向上

より良いサービスが提供できるよう「業務マニュアル」の充実を図り、職員一人ひとりが理解し実践できるよう努める。

② 個人情報取り扱いの強化

個人情報保護法の趣旨を踏まえ利用者のプライバシーの保護や個人情報の保護に努め、信頼性の高い施設を目指す。

③ リスクマネイジメントの強化

緊急時だけでなく、普段からリスクを前提にした思考や行動ができるよう努める。

④ 人材育成

法人内での研修を充実させるとともに外部研修への積極的な参加を促す。また、法人が求める職員像を取りまとめ、個々の能力が發揮できるよう職員へ努力目標を示す。

⑤ 身体拘束廃止への取り組み

利用者の自立に向けた生活の支援、QOLの向上、利用者主体の観点から「拘束しないケア」を目指す。

3. 新規事業

- 共同生活援助(グループホーム)

4. 役員計画

(1) 理事・監事

① 定 数	理事 6 名	監事 2 名			
② 任 期	平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日				
③ 理事長	小林 敏樹				
④ 理 事	岩下 伸精	福島 隆明	山川 律子	畠元 道雄	光畠 龍吾
⑤ 監 事	瀧澤 厚志	田口 和義			

(2) 評議員

① 定 数	13 名
② 任 期	平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
③ 評議員	小林 敏樹
	岩下 伸精
	畠元 道雄
	山川 律子
	光畠 龍吾
	福島 隆明
	都築 トシ江
	平野 葉子
	綱島 光枝
	下妻 初
	神田 かよ子
	堀井 予志子
	白神 恵子

5. 理事会・評議員会の開催予定

5月下旬 審議事項 事業報告、決算報告 他
12月中旬 審議事項 中間事業報告、決算に関する件 他
3月下旬 審議事項 事業計画、予算に関する件 他
※ 上記のほか必要に応じて開催する。

6. 研修計画

職員研修会	月 1 回開催	法人の直接処遇職員対象、法人全体研修
新人研修会	年 3 回開催	新採用職員対象
法人内研修	月 1 回開催	研修員会企画、職種別など
安全運転講習会	年 3 回開催	新採用職員、運転手及び事故多発職員対象

7. 改修・購入計画

(1) 建物・設備関係

(2) 固定資産物品購入関係

法人本部

就労継続支援 B型

生活介護

日中一時支援

相談支援

(3) 車両関係

相談支援 車両（日本財団申請）

8. 職員採用計画

今年度は新規事業所等の予定が無く、欠員補充が主になるので、必要が生じた場合に採用面接を実施することになる。

平成27年度 ワークハウスくるみ就労継続支援B型 事業計画(案)

1. 基本方針

法人基本理念である、重度障がい者の「仲間と一緒に場がほしい、自分の持てる力を発揮したい、社会人としての役割を果たしたい、一人ぼっちをなくしたい、働きたい」を基本方針とし、重度障がい者の方が社会で生活しているという実感がもてるよう、また、仲間と共に活動し、生活の節目をつくり、人間としての成長発達を追求する場、諸活動を通じて、地域との交流を図りながら、社会参加と自立をめざし、明るい未来を求める場を目指す。

2. 施設の概要

施設の名称	ワークハウスくるみ
所 在 地	倉敷市山地1977
種 類	就労継続支援B型
定 員	12名
管 理 者	岩下 伸精
業 務 内 容	自立した日常生活又は社会生活を営む上で、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援が必要な方たちに、就労の機会の場を提供することを目的とする。その中で、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他日常生活における相談等を行う。

3. 就労継続支援B型の運営方針

- ① 本人のニーズに基づいた個別支援計画の作成と支援の充実
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練への適切な対応
- ③ 地域との関わりを大切にした事業所づくり
- ④ 職員研修の充実
- ⑤ 安心・安全な支援、苦情・要望への適切な対応

4. 目標

- ① 利用者とともに目標工賃を決定し、達成できるよう努める。
- ② 職員が一丸となり、達成感や自信を引き出せるよう支援を行う。
- ③ 温かい心のこもった関わり、介護が出来るよう努める。
- ④ 利用者が安心して通所できるよう、常に安全で明るく清潔な環境作り、職員と利用者が信頼しあえる家庭的な環境作りに努める。
- ⑤ 施設内での勉強会や各種研修等に参加し、知識、技術の向上に努め、自信と信頼をもちまた、統一した支援が出来るよう努める。
- ⑥ 趣味やクラブ活動、レクリエーション、創作活動等を通して日中活動の充実を図り、自分のもてる力が発揮できるよう支援する。
- ⑦ 利用者一人ひとりの生活・障がいの状態をよく理解した上で、利用者本人が自己決定出来るよう利用者中心の支援をする。

5. 具体的支援について

- | | |
|------------|---|
| (1) 個別支援計画 | サービス管理責任者 |
| (2) 支援内容 | 生活支援（食事、排泄、整髪・整容、入浴訓練、清掃等）
作業支援（織物、軽印刷、焼菓子、農工作業）
余暇活動支援（行事、社会経験、クラブ活動、レクレーション等）
健康管理（定期健康診断、体力づくり、服薬確認等） |
| (3) 行事計画 | お花見、招待ボウリング、施設見学、日帰り旅行、ショッピング、
クリスマス会、初詣、イチゴ狩り、季節を楽しむ行事、一泊旅行、
地域の夏祭り、避難訓練、さわごう会、もちつき、誕生日会
就労レク等 |

6. 活動内容

- (1) 織物（ヨースター、携帯入れ、マフラー等の制作と販売）
- (2) 軽印刷（名刺、パンフレット等の作成と販売）
- (3) 焼菓子（クッキー、パウンドケーキなどの製造と販売）
- (4) 農工作業（四季の野菜作り、簡単な草抜き、草刈り）
- (5) その他（状況に応じて作業の導入を考える）

7. 職員研修の充実

- ・職員の資質向上を図るため、積極的に研修会に参加する。また、内部研修に関しても体系化し職員の資質と専門性の向上を目指す。

8. 危機管理計画

- ・防災対策委員会は、防災管理について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害から利用者、職員、その他、施設に入りする全ての人の身体の保護安全を確保できるよう年2回（4月・10月）に防災訓練を行う。
- ・計画的に防災設備の確認・改善等や防災教育を行う。

9. 安全・事故防止計画

- ・ヒヤリハット、アクシデント報告書を提出し、分析を行い、事故の再発防止に取り組む。
万が一、事故があった際には、早急に家族等に連絡をし、迅速な対応を行う。
- ・家族からの要望や苦情などの声をもとに施設全体でサービスの向上に努める。
また、ヒヤリハット、アクシデント報告書の分析や事故防止対策委員会を定期的に開催し、結果を基にヒューマンエラーを可能な限り防止すると共に、利用者の安全管理を徹底する。

10. サービス評価の実施及び苦情処理の充実

- ・月1回の定例会を設け、利用者・職員等でサービスの内容及び苦情処理について話し合い検討しあう。
- ・第三者委員との連携を図る。

11. 身体拘束廃止への取り組み

- ・身体拘束廃止委員会との連携を図り、障害者虐待防止法の勉強会を実施し、身体拘束ゼロを目指す。
- ・身体拘束廃止委員会を中心に、利用者の自立に向けた生活の支援、QOLの向上、利用者主体の

観点から「拘束しないケア」を目指し、その人らしく生活できるよう支援する。

12. 個人情報保護への取り組み

- ・個人情報は、「個人情報保護法」の趣旨をふまえて、保護・共有していく。
- ・利用目的については、契約書等に記載すると共に、説明し、同意を得る。
- ・個人情報の利用目的に関して文書を施設内に掲示し、明確にする。

13. 地域との交流

- ・広報誌 年4回発行する。
- ・地域の中学校・高校との交流を行う。
- ・施設の夏祭り・高等学校、大学の学園祭に参加する。
- ・地域の清掃活動（年2回）に参加する。

14. 職員配置予定表（単位：人）

	管理者	サービス管理責任者	目標工賃達成指導員	職業指導員	生活支援員	運転士	合計
常勤職員	1		1	1	1		4
非常勤職員				1		2	3
合計	1		1	2	1	2	7

※ 管理者とサービス管理責任者は兼務

15. 職員の勤務体制予定表

A勤	7:30 ~ 16:15 (8時間)
B勤	8:00 ~ 16:45 (8時間)
C勤	9:30 ~ 18:15 (8時間)
D勤	10:00 ~ 18:45 (8時間)

16. 利用延べ人数及び開所予定（平成27年4月～平成28年3月）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
開所数	21	18	22	22	19	19	21	19	20	19	20	22	242
利用数 (1日当)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
利用数 (1月当)	252	216	264	264	228	228	252	228	240	228	240	264	2,904

17. 年間行事予定

4月	5月	6月	7月	8月
歓迎会 お花見 防災訓練	日帰り旅行	ボウリング	施設見学	ミニキャンプ
9月	10月	11月	12月	1月
一泊旅行	防災訓練	ショッピング	クリスマス会 もちつき	初詣 イチゴ狩り 成人式
2月	3月	※ 毎月 第1 木曜日 定例会を行う ※ 誕生者のいる月には誕生日会を行う ※ 毎月1回 就労レクを行う		
さわごう会				

18. 資金計画

別紙収支計算書のとおり。

平成27年度 ワークハウスくるみ生活介護 事業計画(案)

1. 基本方針

法人基本理念である、重度障がい者の「仲間と一緒に場がほしい、自分の持てる力を発揮したい、社会人としての役割を果たしたい、一人ぼっちをなくしたい、働きたい」を基本方針とし、重度障がい者の方が社会で生活しているという実感がもてるよう、また、仲間と共に活動し、生活の節目をつくり、人間としての成長発達を追求する場、諸活動を通じて、地域との交流を図りながら、社会参加と自立をめざし、明るい未来を求める場を目指す。

2. 施設の概要

施設の名称	生活介護 ワークハウスくるみ
所 在 地	倉敷市山地1977
種 類	生活介護
定 員	8名
管 理 者	岩下 伸精
業 務 内 容	自立した日常生活又は社会生活を営む上で、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援が必要な方たちに、生活介護の場を提供することを目的とする。その中で、日常生活上の支援や、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、日常生活における相談等を行う。

3. 生活介護の運営方針

重い障害を持っていても、「仲間と一緒に場がほしい、自分の持てる力を発揮したい、社会人としての役割を果たしたい」を合言葉に、“生きる”を最大のテーマとして、ともに歩んでいくこと

4. 目標

- ① 職員が一丸となり、達成感や自信を引き出せるよう支援を行う。
- ② 溫かい心のこもった関わり、介護が出来るよう努める。
- ③ 利用者が安心して通所できるよう、常に安全で明るく清潔な環境作り、職員と利用者が信頼しあえる家庭的な環境作りに努める。
- ④ 施設内での勉強会や各種研修等に参加し、知識、技術の向上に努め、自信と信頼をもちまた、統一した支援が出来るよう努める。
- ⑤ 趣味やクラブ活動、レクリエーション、創作活動等を通して日中活動の充実を図り、自分のもてる力が発揮できるよう支援する。
- ⑥ 利用者一人ひとりの生活・障がいの状態をよく理解した上で、利用者本人が自己決定出来るよう利用者中心の支援をする。

5. 具体的支援について

- (1) 個別支援計画 サービス管理責任者
- (2) 支 援 内 容 生 活 支 援 (食事、排泄、入浴、整容、清掃等)
作 業 支 援 (創作活動、機能訓練、パソコン、陶芸、織物、
調理実習等)
余暇活動支援 (行事、社会経験、クラブ活動、レクリエーション等)
健 康 管 理 (定期健康診断、体力づくり、服薬管理等)
- (3) 行 事 計 画 お花見、招待ボウリング、施設見学、日帰り旅行、ショッピング、

クリスマス会、初詣、イチゴ狩り、季節を楽しむ行事、一泊旅行、
地域の夏祭り、避難訓練、さわごう会、もちつき、誕生日会、成人式

6. 活動内容

- (1) 機能訓練(PT等)
- (2) 創作活動(織物、菓子作り、陶芸、壁面作り、調理実習等)
- (3) レクリエーション(ボウリング、風船バレー、カラオケ、音楽活動、ビデオ・DVD鑑賞等)
- (4) 体力維持の取組み(ラジオ体操、創作ダンス、散歩等)
- (5) 社会参加(映画鑑賞、美術鑑賞、音楽鑑賞等)

7. 職員研修の充実

- ・職員の資質向上を図るため、積極的に研修会に参加する。また、内部研修に関しても体系化し職員の資質と専門性の向上を目指す。

8. 危機管理計画

- ・防災対策委員会は、防災管理について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害から利用者、職員、その他、施設に入りする全ての人の身体の保護安全を確保できるよう年2回(4月・10月)に防災訓練を行う。
- ・計画的に防災設備の確認・改善等や防災教育を行う。

9. 安全・事故防止計画

- ・ヒヤリハット、アクシデント報告書を提出し、分析を行い、事故の再発防止に取り組む。
- 万が一、事故があった際には、早急に家族等に連絡をし、迅速な対応を行う。
- ・家族からの要望や苦情などの声をもとに施設全体でサービスの向上に努める。
- また、ヒヤリハット、アクシデント報告書の分析や事故防止対策委員会を定期的に開催し、結果を基にヒューマンエラーを可能な限り防止すると共に、利用者の安全管理を徹底する。

10. サービス評価の実施及び苦情処理の充実

- ・月1回の定例会を設け、利用者・職員等でサービスの内容及び苦情処理について話し合い検討しあう。
- ・第三者委員との連携を図る。

11. 身体拘束廃止への取り組み

- ・身体拘束廃止委員会との連携を図り、障害者虐待防止法の勉強会を実施し、身体拘束ゼロを目指す。
- ・身体拘束委員会を中心に、利用者の自立に向けた生活の支援、QOLの向上、利用者主体の観点から「拘束しないケア」を目指し、その人らしく生活できるよう支援する。

12. 個人情報保護への取り組み

- ・個人情報は、「個人情報保護法」の趣旨をふまえて、保護・共有していく。
- ・利用目的については、契約書等に記載すると共に、説明し、同意を得る。
- ・個人情報の利用目的に関して文書を施設内に掲示し、明確にする。

13. 地域との交流

- ・広報誌 年4回発行する。
- ・地域の中学校・高校との交流を行う。
- ・施設の夏祭り・高等学校、大学の学園祭に参加する。
- ・地域の清掃活動（年2回）に参加する。

14. 職員配置予定表（単位：人）

	管理者	サービス管理責任者	嘱託医	看護師	生活支援員	機能訓練士	合計
常勤職員	1				6		7
非常勤職員			1	1	1	2	5
合計	1		1	1	7	2	12

※ 管理者とサービス管理責任者は兼務

15. 職員の勤務体制予定表

A勤	7 : 30 ~ 16 : 15 (8時間)
B勤	8 : 00 ~ 16 : 45 (8時間)
C勤	9 : 30 ~ 18 : 15 (8時間)
D勤	10 : 00 ~ 18 : 45 (8時間)

16. 利用延べ人数及び開所予定（平成27年4月～平成28年3月）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
開所数	21	18	22	22	19	19	21	19	20	19	20	22	242
利用数 (1日当)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
利用数 (1月当)	168	144	176	176	152	152	168	152	160	152	160	176	1,936

17. 年間行事予定

4月	5月	6月	7月	8月
歓迎会 お花見 防災訓練	日帰り旅行	ボウリング	施設見学	映画鑑賞
9月	10月	11月	12月	1月
一泊旅行	防災訓練	ショッピング	クリスマス会 もちつき	初詣 イチゴ狩り 成人式
2月	3月	※ 毎月 第1 木曜日 定例会を行う ※ 誕生者のいる月には誕生日会を行う		
さわごう会 節分	ひな祭り			

18. 資金計画

別紙収支計算書のとおり。

平成 27 年度 ワークハウスくるみ 日中一時支援事業 事業計画

1. 日中一時の運営方針

重い障害を持っている方達を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、また障害があつても休日を仲間とともに過ごしたい、沢山の経験をしたいなどのニーズにこたえるサービスを提供し文化的体験を通じて、情緒活動を行う。

2. 事業及び利用定員

(1) 施設の概要

施設の名称 日中一時支援 ワークハウスくるみ
所在地 倉敷市山地 1977
種類 日中一時支援事業
移動支援事業
定員 8名

3. 営業日及び営業時間

◎日中一時支援事業（日中型）

- (1) 営業日 土曜日・日曜日・祝祭日
- (2) 営業時間 午前 10:00 から 午後 4:00
- (3) 休業日 12月 29日から 1月 3日

◎日中一時支援事業（タイムケア型）（倉敷市のみ）

- (1) 営業日 日曜日から土曜日
- (2) 営業時間 午後 4:00 から 午後 7:00
- (3) 休業日 12月 29日から 1月 3日

◎移動支援事業（送迎サービス）

- (1) 提供場所 倉敷市・岡山市・総社市周辺

4. 費用負担

利用者が「ワークハウスくるみ」を利用する際は、次に掲げる費用の支払いを受ける。

(1) 利用料

サービス費の 1割（市町村が認めた月額上限額に準用する）

(2) その他必要な経費

- ① 昼食代 400 円から 1,000 円（外食をすることもあるため）
- ② 入浴サービスに係る水光熱費 200 円（1回につき）
- ③ 創作活動費等に係る材料費の実費
- ④ 外出訓練 公共交通機関利用の運賃、入館料等
- ⑤ その他提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、負担させることが適當と認められるものの実費。
(ただしサービスの内容や費用については、利用前に説明し同意を得る。)

5. 具体的支援について

(1) 支援内容

生活支援（食事、排泄、入浴、整容、清掃等）

作業支援（創作活動、調理実習等）

余暇活動支援（行事、社会経験、レクリエーション等）

健康管理（体力づくり等）

6. 活動内容

- (1) レクレエーション（カラオケ・DVD鑑賞・風船バレー等）
- (2) 創作活動（ペーパークラフト、菓子作り、調理実習等）
- (3) 社会参加（映画鑑賞、美術鑑賞、音楽鑑賞、博物館鑑賞等）
- (4) 外 出（公共交通機関の利用、イベントへの参加、ドライブ、公園、ショッピング等）

平成27年度 相談支援事業所 こもれび 事業計画

1. 基本方針

社会福祉法人くるみ 相談支援事業所こもれびは、公正かつ中立な事業運営を行い、法人基本理念である、重度障がい者の「仲間と一緒にいることがほしい、自分の持てる力を發揮したい、社会人としての役割を果たしたい、一人ぼっちをなくしたい、働きたい」を基本方針とし、重度障がい者の人、そのご家族が、抱えるさまざまな不安や悩みを聴き、一緒に考え、自らの意思で選択・決定し、自立した生活が築けるよう、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定できるように支援します。

また、気軽に相談できる事業所となり、それぞれの夢や希望が実現でき、住み慣れた地域の中で安心した生活を継続的に送ることを目指します。

2. 施設の概要

施設の名称	相談支援事業所
所 在 地	倉敷市山地1977
種 類	特定相談・一般相談支援
定 員	ケアプラン作成者（80名）
管 理 者	堀井 予志子
業 務 内 容	基本相談支援 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） 計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）

3. 相談支援の運営方針

障がいの軽い人から重い人までの自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう支え、とくに重度障がい者の抱える課題の解決や心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援する。

4. 目標

- ① 関係機関とのネットワークづくりを積極的に行う。
- ② 溫かい心のこもった関わり、支援が出来るよう努める。
- ③ 利用者が安心して相談できるよう、常に安全で明るく清潔な環境作り、職員と利用者が信頼しあえる家庭的な環境作りに努める。
- ④ 勉強会や各種研修等に参加し、知識の向上、情報収集に努め、自信と信頼をもちまた、公正中立の支援とぬくもりのある支援が出来るよう努める。
- ⑤ 利用者一人ひとりの生活・障がいの状態をよく理解した上で、利用者本人が自己決定出来るよう利用者中心の支援をする。

5. 事業内容について

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という。）に規定される「相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

- (1) 計画相談支援の提供
- (2) サービス等利用計画の作成
- (3) モニタリングの実施

- (4) 利用者負担額等の受領事務
- (5) 相談支援費請求業務
- (6) 利用者、その家族からの相談・苦情処理に関する業務等

6. 従業員等の予定人員

- ◎ 管理者 1名（常勤兼務）
- ◎ 相談支援専門員 1名（常勤専従）
- ◎ 相談支援員 1名（常勤専従）

7. 職員の勤務体制予定

9:30 ~ 18:30

8. 職員研修の充実

- ・職員の援助技術の高揚、充実を図るため、職員会議やスタッフ会議、ケース会議等の内部研修において支援計画や実績報告・評価等の話し合いを行う。また、積極的に外部研修会に参加する。
- 職員研修の機会を増やし、正しい判断力と優れた想像力を持ち、責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め、資質向上をめざす。

9. 危機管理計画

- ・防災対策委員会は、防災管理について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害から利用者、職員、その他、施設に入り出す全ての人の身体の保護安全を確保できるよう年2回（4月・10月）に防災訓練を行う。
- ・計画的に防災設備の確認・改善等や防災教育を行う。

10. 安全・事故防止計画

- ・ヒヤリハット、アクシデント報告書を提出し、分析を行い、事故の再発防止に取り組む。
- 万が一、事故があった際には、早急に家族等に連絡をし、迅速な対応を行う。
- ・家族からの要望や苦情などの声をもとに施設全体でサービスの向上に努める。
- また、ヒヤリハット、アクシデント報告書の分析や事故防止対策委員会を定期的に開催し、結果を基にヒューマンエラーを可能な限り防止すると共に、利用者の安全管理を徹底する。

11. 身体拘束廃止への取り組み

- ・身体拘束廃止委員会との連携を図り、障害者虐待防止法の勉強会を実施し、身体拘束ゼロを目指す。
- ・身体拘束委員会を中心に、利用者の自立に向けた生活の支援、QOLの向上、利用者主体の観点から「拘束しないケア」を目指し、その人らしく生活できるよう支援する。

12. 個人情報保護への取り組み

- ・個人情報は、「個人情報保護法」の趣旨をふまえて、保護・共有していく。
- ・利用目的については、契約書等に記載すると共に、説明し、同意を得る。
- ・個人情報の利用目的に関して文書を施設内に掲示し、明確にする。

13. ホームページ

情報公開を目的として施設の行事、生活状況など、法人の個人情報保護規程に反する事項を除き紹介する。そして、一般の人間に閲覧してもらうことにより、施設の認知度を高め、施設運営等の透明性を確保する。また、フェイスブックを通し興味や関心をひく魅力的な内容を作成するため、定期的に更新するよう努める。

14. 資金計画

收支計算書の別紙とおり。